

岩手大学学生表彰規則

(平成16年 4月 1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第68条及び国立大学法人岩手大学大学院学則第36条に規定する表彰のうち、研究活動、課外活動及び社会活動における学生の表彰に関し、必要な事項を定める。

(学長賞)

第2条 学長賞は、次の各号のいずれかに該当する学生又は学生団体（学生が任意に組織したサークル等のグループを含む。）（以下「者」という。）について行う。

- 一 研究活動において、特に顕著な業績をあげた者
- 二 課外活動において、特に顕著な成果をあげた者
- 三 社会活動において、特に顕著な功績をあげた者
- 四 その他前各号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(奨励賞)

第3条 奨励賞は、次の各号のいずれかに該当する学生又は学生団体（学生が任意に組織したサークル等のグループを含む。）（以下「者」という。）について行う。

- 一 研究活動において、顕著な業績をあげた者
- 二 課外活動において、顕著な成果をあげた者
- 三 社会活動において、顕著な功績をあげた者
- 四 その他前各号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(被表彰候補者の推薦)

第4条 各学部長、各研究科長、学務部長及び各課外活動サークルの顧問教員は、第2条または第3条の各号のいずれかに該当すると認める者を別紙様式により学長に推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者の決定は、前条の規定に基づき推薦された被表彰候補者について、岩手大学教育総合センター学生生活支援部門会議（以下「部門会議」という。）の議を経て学長が行うものとする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行うものとする。

前項の表彰状に併せて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、その都度定める日に行う。

(事務)

第8条 表彰に関する事務は、学生支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年12月7日から施行する。